

指定難病などに関する支援制度を紹介します

難病には、指定難病、特定疾患、小児慢性特定疾病などの種類があり、いずれも厚生労働省や県が指定した疾病です。これらの支援制度についてお知らせします。

医療費の助成（県が認定・支給）

指定難病などの診断を受け、一定の基準を満たしている人は、医療受給者証の交付を受けると、医療費の一部が助成されます。受給者証の交付を受けるには、疾病ごとに認定基準があります。主治医と相談してから富士保健所へ申請してください。

詳しくは、富士保健所に問い合わせるか、県ウェブサイトをご覧ください。



詳しくはこちら

問合せ

- 「指定難病」「特定疾患」について
富士保健所医療健康課 ☎(65) 26559
- 「小児慢性特定疾病」について
富士保健所福祉課 ☎(65) 26447

療養扶助費（市が支給）

対象／「特定医療費（指定難病）受給者証」「特定疾患医療受給者証」「先天性血液凝固障害等医療受給者証」「小児慢性特定疾病医療受給者証」の交付を受けた人

支給金額

一律支給分 1万円（受給者証の有効期間内1回）
入院支給分

- ・1か月の入院日数が15日以上の場合、月に1万円
 - ・1か月の入院日数が14日以下の場合、月に5000円
- そのほか、訪問看護などの費用の一部を助成する「難病患者介護家族リフレッシュ事業」、在宅患者の利便性向上のため、車いす等の購入費用の一部を助

成する「小児慢性特定疾病日常生活用具給付事業」を行っています。

※難病患者も、身体障害者手帳の有無にかかわらず、必要と認められた障害福祉サービスが受けられる場合があります。詳しくは障害福祉課へお問い合わせください。

問合せ

- 「療養扶助費」「難病患者介護家族リフレッシュ事業」「小児慢性特定疾病日常生活用具給付事業」について
保健医療課 ☎(55) 27339 ☎(53) 55886
- 「障害福祉サービス」について
障害福祉課 ☎(55) 27611 ☎(53) 01551

富士市難病患者・家族連絡会

難病患者及び患者家族、賛助会員によって構成された会です。難病患者と家族がよりよい生活を送ることができるよう、様々な活動により支援をしています。

活動内容

- ・電話、面接による相談（無料） ☎(64) 9045
- ※秘密は厳守します。
- とき／毎月第1・第3水曜日 10～15時
- ところ／フイランセ東館3階 福祉団体活動室
- ・難病患者総合相談会の開催
- ・会員同士の交流及び他団体との交流
- ・医療講演会の開催 など

問合せ

富士市難病患者・家族連絡会会長 泉 清順 方
☎・☎(61) 8749
または事務局 ☎090-8737-7952

11月2日(月)から運用開始 市民通報システム

問合せ 情報政策課
☎55-2717 ☎55-0510



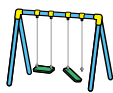
◀アプリのインストール・登録手順など詳しくはこちら

市民通報システムは、スマートフォンのアプリを使って「道路が傷んでいる」、「公園の遊具が壊れている」、「ごみが不法投棄されている」など、市内で起きている様々な課題を、市民の皆さんの投稿により効率的に解決するシステムです。市民と行政との間や、市民同士で地域の課題を共有することができ、迅速な対応が可能になります。

市民通報システムの流れ



道路の傷み、遊具の破損、不法投棄などの写真を撮って送信



職員が対応



対応結果をアプリで公開